第17回御嵩町農業委員会会議録	
1、招集年月日	平成 30 年 12 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時30分
4、会議に付された件名	
	第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見
	利用集積計画の決定について 第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	3番 奥村清治 委員 9番 鍵谷正 委員
7、欠席議員 議 長	8番 田中宣行 委員 ただ今の出席委員は13名で定数に達していますので、これより
	第17回御嵩町農業委員会を開会します。 本日の欠席者は8番 田中宣行委員から届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、3番 奥村清治委員、9番 鍵谷正委員を 指名します。
議長	それでは、議第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見についてを議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議長	1号事案について、12番 山口由美子委員 説明願います。
12番山口委員	申請地の場所は準橋公民館から南へ900m程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、太陽光 発電施設の建設のためです。現在、西側を既設の太陽光発電施設と して利用しており、申請地も投資金額に対して利回りが充分計算で きるので取得し、増設したいとのことです。譲渡人は譲受人の要望 により売り渡したいとのことで話がまとまり、今回の申請に至りま した。 パネルは 1,100 枚でフェンスで囲みます。雨水は調整池を作り自 然浸透にて処理します。添付書類は資金調達の計画、土地利用計画 図、残高証明、再生利用可能エネルギー発電に関する申込書、販売 申込書を確認しました。転用によって生ずる付近の土地、作物、家

畜等の被害の防除施設の概要については、申請地の北側は道路、南側及び東側は山林、西側は太陽光発電施設となっています。11月26日現地確認を行いました。

以上から 1 号事案の申請内容に問題はないかと思いますが皆様の 審議をお願いいたします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公 共投資の対象となっていない生産性の低い農地であるため、第2種 農地に位置付けられます。

また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。

以上です。

議長

採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって1号事案は適当と認め進達します。

議長

続いて、2号事案について、3番 奥村清治委員 説明願います。

3番奥村委員

申請地の場所は JA みたけ支店より東側へ約 150m の所です。

権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、譲渡人は岐阜市に居住しており、申請地の耕作が困難なため売却したく、譲受人は自宅が手狭になったため申請地を取得し、一般個人住宅を建設したく、今回の申請に至っております。

申請地の東側の宅地と一体利用をしての申請となっております。

転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等に対する被害防除施設の概要は、申請地の東側は宅地、西側は田でありますが譲渡人の所有であるため隣地承諾書はついておりません。南側は道路、北側は田でありますが、一部は譲渡人の所有、それ以外の部分については隣地承諾書が添付されております。

雨水は自然浸透及び南側の道路側溝に排水します。万が一被害があった場合には譲受人の責任において解決します。

誓約書、委任状、隣地承諾書を確認しました。

現地確認時に、申請地内の一部が宅地になっていたことを確認しましたのでその部分については始末書を添付するようその場で指導しましたが、事務局への提出はありましたでしょうか。

事 務 局

はい、始末書の提出を確認しております。

3番奥村委員

分かりました。

以上のことから、申請内容に問題はないかと思いますが、皆様の 審議をお願いいたします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。

議長

採決に入ります。

2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって2号事案は適当と認め進達します。

議長

続いて、3号事案について、3番 奥村清治委員 説明願います。

3番奥村委員

申請地の場所は JA みたけ支店より北東へ300m 程の所です。

権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、譲渡人は高齢により耕作が困難なこと、相続により農地を取得したが、耕作経験がなく管理が困難であるため、また、申請地は日当たりもよいために、譲受人が取得し太陽光発電施設を設置したいということで今回の申請に至っております。

転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要について北側は赤道、他は畑に囲まれておりますが全ての隣地承諾が得られております。

雨水は自然浸透及び北側の水路へ排水します。

転用にあたり、周辺の土地、建物に被害がないように注意しますが、万が一被害があった場合には譲受人が責任をもって解決いたします。

隣地承諾書、委任状、誓約書を確認しました。

以上のことから、申請には問題がないと思いますが皆様の審議をよろしくお願いします。

議長

質疑に入ります。

私から1点質問させていただきます。

現地確認の際に、対象地の草刈りが不十分で申請地内に立ち入りにくかったため、本日の会議までに草刈りをしていただくよう指導をしておりましたが状況はいかがでしょうか。

事務局次長

事務局にて現地の草刈りがされていることを確認しました。

議長

分かりました。

11 番奥村委員

北側の水路に排水をするということですが、どれくらいの水量が 流れるのか教えて頂けますでしょうか。

事務局次長

今回の申請では申請地内に調整池を設置し、増加する水量を一時 貯められるという計画になっております。調整池から水路には管を 通しますが、転用前と同じ水量しか流れないように調整した直径の 管を施工する計画になっています。

流量については、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する 条例による届出内で岐阜県の定める雨量に耐えられる構造になって いるかは確認しております。

11 番奥村委員

分かりました。

議長

ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。

また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。

以上です。

議長

採決に入ります。

3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって3号事案は適当と認め進達します。

議長

続いて、4号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。

7番田中委員

申請地の場所は国道 21 号線大庭交差点より北東へ約 400m、真名 田ため池堰堤の南、約 50m の所です。

権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、土地所有者が 高齢により耕作ができなくなったため、この土地を必要としている 譲受人に利用されることが良いと考察したため、とのことです。

2筆の西側4分の3ほどの所に太陽光発電施設を計画しており、 地上1200mmのパネルを設置される計画です。

周囲には 1200mm のフェンスを設置し、関係者以外が立ち入らないようにします。

雨水については、畝の高さを 200mm 確保し、岐阜県の基準雨量

140mm に対して余裕があるため、自然浸透方式により処理するとのことです。防草シート等の設置はしないとのことです。

東側の残り4分の1の部分は日当たりが悪いこともあり、太陽光パネルは設置せず、申請地内の草刈りや隣接する水路の管理用資材を保管する資材置場とします。

誓約書、隣地承諾書、土地利用計画図、中部電力との契約に関する書類、銀行の預金残高の確認書類、登記簿謄本、定款等について確認しました。

本転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要につきましては、11月26日に代理人である行政書士の立会いの下、現地にて確認しました。その際、本件申請地の東側に水田の排水路が設備されておりますが、図面の計画通りに施工してしまうと、排水路の溝さらいも困難で、原状、既に相当量の土砂で排水路が埋まってしまっており、周辺農地及びその営農に悪影響があることから、フェンスの外側になる排水路周りの除草及び排水路の溝さらい等についてしっかりと施工及び管理していただきたい旨をお伝えしたところ、施行業者・管理主体業者ともに確実に実施する旨の話を行政書士からうかがっております。

以上から本事案の申請内容に問題はないかと思います。皆様の審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1 号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。

また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。

以上です。

議長

採決に入ります。

4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって4号事案は適当と認め進達します。

1番亀井委員

続いて、5号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。

申請地2筆について、現況地目が田と畑で標記されておりますが、現況は雑種地です。申請人から訂正と使用貸人から始末書が提出されております。使用貸人の説明では、貸人のお父さんかおじい

さんの頃に埋め立てられて利用されていた模様です。

なお、本件貸付人と借人両者の関係は貸人の子の夫が借人です。

本件申請目的は、この場所に借人が趣味の乗用車を収納する倉庫を建設したいとするもので、申請地は名鉄顔戸駅から北東方向に直線で100m程の場所にあります。

申請地と周辺農地等の関係は、南側は町道、北側は農業排水路、 西側は貸人の住居、東側は貸人の田畑となっています。よって、申 請関係者以外の農地への直接的な影響はないと思われます。

申請地は事前に測量が行われており、杭が打設されておりました。申請2筆の農地エリアはビニールテープで明示されておりました。

許可後の整備工事として、北側農業排水路と、東側農地との境界 部分はコンクリートブロックを施工予定で、雨水や土砂が流出しな いよう処置される計画です。

また、敷地内の雨水は地下浸透方式の他、南側の町道側溝へ放流予定です。

本件申請書には、建設予定車庫の設計図、知事あて誓約書、貯金残高証明書、行政書士あての委任状等が添付されておりました。

以上から申請に問題はないかと思われます。

皆様の審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から300m以内に位置しており、第3種農地に位置付けられます。

議長

採決に入ります。

5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって5号事案は適当と認め進達します。

議長

続いて、6号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。

9番鍵谷委員

申請地は比衣の洞地区です。洞公民館より東に 50m の所です。

権利を設定し又は移転しようとする事由は、送電線の鉄塔敷地整備工事に伴う作業場他として一時転用して借り受けたい。転用期間は許可後平成31年1月1日から平成31年2月28日となっております。

施設の概要は鉄板84枚を敷き、作業場とします。

転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は排水路、西側は貸人の農地、南側は隣地所有の田です。

東側は道路となっています。汚水・濁水は発生しません。雨水に

ついては自然浸透にて排水します。万一周辺農地に被害を及ぼした場合は、申請者により対処します。

添付書類は、土地の位置図、施設の配置図、誓約書、資金証明書、預金残高証明書、農地復元誓約書、工事行程表、隣地承諾書、履歴事項全部証明書、定款が提出されています。

転用によって生ずる付近の概要については 11 月 26 日に現地の確認を行いました。

以上から申請内容に問題はないと思います。

皆様の審議をお願いします。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、一団の農地が 10ha 以上であり第1種農地に位置付けられます。

本来、第1種農地は農地転用ができない区域でありますが、例外 として一時転用は可能であるため、今回の申請には問題ないと判断 します。

以上です。

議長

採決に入ります。

6 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で あります。

よって6号事案は適当と認め進達します。

議長

続いて、7号事案についてですが、事務局より説明願います。

事務局次長

本事案は地上権が設定されている農地での申請であるため、転用にあたっては地上権者の同意書が必要になります。申請書の提出時に同意書の添付がなく、本日の審議までにご提出いただくよう依頼しておりましたが、提出が間に合いませんでしたので審議は保留とさせていただきたいと思います。

以上です。

議長

7号事案について、書類に不備があり、審議は必要書類が整うまで保留とさせていただきます。

議長

次に、議第 54 号 農用地利用集積計画の決定について を議題と します。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

議長

1号事案について、事務局より説明願います。

1号事案について、梅田推進委員にご説明いただくところですが、体調不良により欠席されておりますので代わって説明させていただきます。

11月27日に地区担当委員の鍵谷正さんと事務局 北田で現地に伺い、適正に管理されていることを確認しました。

本事案については利用権の期間の更新申請であり、今後もこれまでと同様に適正に管理いただけるものと思われます。

よって本事案に問題はないかと思われます。

以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。

1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。

よって1号事案は可決しました。

議長

次に 報第 16 号 農地法第3条の3 第1項の規定による 届 出について 事務局報告願います。

(事務局報告)

議長

次に 報第17号 農地改良届について 事務局報告願います。 (事務局報告)

議長

事務局からの報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

10 時 22 分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを 証するために署名する。

平成 年 月 日

議 3番 9番